

千歳市の中小企業振興融資制度

令和5年度(11月改訂版)

千歳市では、市内中小企業者等の経営を支援するため、融資制度を設けています。

この融資については、すべて信用保証協会の保証付きとしており、保証料の全額を市が補給します。

令和5年8月1日から、新規開業支援資金のみ、融資実行から12か月間に支払った利子も補給します。



中小企業者等とは

右の業種ごとの「資本の額もしくは出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のどちらか一方の条件を満たす方。（農業、林業、遊興娯楽など一部対象外の業種があります。また、さらに細かい業種によっては右の条件と異なる場合があります。）

業種	資本の額もしくは出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (医 業)	5,000万円以下 (-) (-)	100人以下 (個人100人以下) (法人300人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下

融資の種類と要件

1. 運転資金及び設備資金

次の1～5の要件すべてを満たす中小企業者等の方。

- 下記4、5に該当する同一事業を1年以上営んでいること
- 市内に住所を有し※、市内事業所に対する使途目的で資金を必要としていること
※個人：市内に居住し住民登録を行っていること
法人：本店または本社登記が千歳市に行われているか、千歳市に支店登記を行っている支店・支社
- 市税の滞納がないこと
- 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでおり、信用保証協会において代位弁済中の主債務者、連帯保証人になっていないこと
- 許認可等を要する事業にあっては、その許認可等を受けていること

2. 小規模企業貸付金及び小口企業資金

上記要件1～5すべてを満たし、かつ常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人または法人ただし、サービス業のうち娯楽業及び宿泊業については、常時使用する従業員が20人以下の個人または法人

3. 借換資金

上記要件1～5すべてを満たし、これまでに千歳市中小企業振興融資で受けた借入金を借換または一本化しようとする中小企業者等で、中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者として市が認定した方。

※ただし、責任共有制度の対象となっている保証を、責任共有制度対象外の保証で借換することはできません。

4. 新規開業支援資金

上記要件2の市内に住所を有する(または有しようとしている)方で、同3～5を満たし、次のア～ウのいずれかに該当する中小企業者の方。

- 今まで事業を営んでいない個人で、市内で1カ月以内に事業を開始する、あるいは2カ月以内に市内で新たな法人を設立して事業を開始する具体的な計画がある方
- 中小企業者等である法人であって、市内で新たに中小企業者等である法人を設立して事業を開始する具体的な計画がある方
- 設立後5年未満の法人または事業開始後5年未満の個人

融資の条件等

(令和5年4月現在 なお、融資利率は改定される場合があります。)

資金名	資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率	担保・保証人	必要書類 (下記以外に別途書類の提出を求める場合があります。)
運転資金	設備資金を除く事業資金	2,000万円	5年以内 (うち据置6か月以内)	3年以内1.5% 5年以内1.7%	原則として不要 ※金融機関・信用保証協会の定めるところによる	・最近1年間の現行事業の詳細を記した書面※1 ・市税に滞納がないことの証明書
設備資金	設備の近代化合理化または店舗、工場などの施設改善に要する資金	2,000万円	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内1.5% 5年以内1.7% 7年以内1.9% 10年以内2.1%		・最近1年間の現行事業の詳細を記した書面※1 ・市税に滞納がないことの証明書 ・設置しようとする設備の見積書、カタログ、図面、配置図
小規模企業貸付金	事業資金	300万円	3年以内 (うち据置6か月以内)	1.3%		・市税に滞納がないことの証明書 ・設置しようとする設備の見積書、カタログ、図面、配置図
小口企業資金	事業資金	2,000万円 (既に受けている保証付き融資残高との合計で2,000万円以内)	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内1.3% 5年以内1.5% 7年以内1.7% 10年以内1.9%		・市税に滞納がないことの証明書 ・創業計画書 ・設置しようとする設備の見積書、カタログ、図面、配置図 ・自己資金の内容が確認できる書類※2
新規開業支援資金	事業資金	2,000万円	10年以内 (うち据置2年以内)	3年以内1.1% 5年以内1.3% 7年以内1.5% 10年以内1.7%		・最近1年間の現行事業の詳細を記した書面※1 ・市税に滞納がないことの証明書 ・事業計画書 ・残高が確認できる書類※3 ・信用保険法第2条第5項、6項の認定書※4のコピー
借換資金※5	市融資既往借入金の借換または一本化	2,000万円	10年以内 (うち据置1年以内)	5年以内1.0% 10年以内1.2%		

市税に滞納がないことの証明書は、市道民税証明書等交付申請書内にある「市税に滞納がない証明」にチェックを付けてください。

※1 決算書、試算表など ※2 通帳や有価証券のコピーなど ※3 残高証明書など ※4 市が発行する認定書
※5 借換資金(新型コロナウイルス感染症対応資金対応型)は、下記取扱金融機関へお問合せください。

取扱金融機関

北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、北央信用組合、遠軽信用金庫の市内支店

お申込み先

千歳中小企業相談所(千歳商工会議所) TEL 23-2175

お問合せ先



千歳市 産業振興部 商業労働課商業振興係 直通TEL 24-0598